

独立行政法人農林漁業信用基金

分科会ヒアリング資料

目 次

- (1) 独立行政法人の事務・事業の見直し当初案 1
 - (2) 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の対応状況 . . 13
- (参考資料)
- 法人の概要
 - 法人パンフレット

平成24年10月1日

農林水産省

見直し当初案の内容一覧表

府省名	農林水産省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
独立行政法人農林漁業信用基金	【農業信用保険業務】 【林業信用保証業務】 【漁業信用保険業務】	【事業の効率化】 信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠。 このため、信用基金は、中長期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに勘定毎の単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行う。この場合、経済情勢、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることに配慮。 ・事業の効率化 ・適切な保険料率・保証料率、貸付金利の設定 ・引受審査の厳格化等 ・モラルハザード対策 ・求償権の管理・回収の強化等 ・代位弁済率・事故率の低減 ・農・漁業信用基金協会に対する貸付け(適正な貸付審査・確実な回収) ・「民でできることは民で」という考え方を踏まえ、引き続き検討	【特殊会社化の検討】 独立行政法人農林漁業信用基金は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「民間等からの出資の整理等を含め関係者と協議の上、特殊会社化について検討する。また、金融庁検査を導入する。」とされていることから、現在、特殊会社化について検討を進めているところ。	【資産の有効活用】 信用基金の保有する職員用宿舎については、廃止計画(年内に策定予定)に基づき確実に廃止。 【経費支出の抑制】 人件費については、ラスパイレス指数が、中期目標期間中は引き続き100を下回るよう措置。
	【農業災害補償関係業務】 【漁業災害補償関係業務】	【事業の効率化】 民間金融機関による融資を促すために、セーフティネットとしての法人の役割について周知を行うとともに、共済団体に対する適正・確実な貸付け(貸付審査・回収)を行う。		

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金			府省名	農林水産省・財務省		
沿革	<p>昭和 27. 9 (認) 農業共済基金 (平成 12. 4 解散・承継)</p> <p>昭和 41. 8 (認) 農業信用保険協会</p> <p>昭和 38. 10 (特) 林業信用基金 → (認) 農林漁業信用基金 → 平成 15. 10 (独) 農林漁業信用基金</p> <p>昭和 27. 12 中小漁業融資保証保険特別会計 (昭和 52. 1 廃止・承継)</p> <p>昭和 49. 10 (認) 中央漁業信用基金</p> <p>昭和 39. 12 (特) 漁業共済基金 (昭和 57. 10 解散・承継)</p>						
中期目標期間	第 1 期：平成 15 年 10 月～20 年 3 月			第 2 期：平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月 (23 年見直し)			
役員数及び職員数 (平成 24 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数 (うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	9 人 (2 人)	9 人 (2 人)	0 人 (0 人)	105 人		9 人	
年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度(要)	
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	2,330	2,888	3,541	3,721	6,682	※1,880
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	2,330	2,888	3,541	3,721	6,682	※1,880
	うち運営費交付金	—	—	—	—	—	—
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	—
	うちその他の補助金等	2,330	2,888	3,541	3,721	6,682	※1,880
支出予算額の推移 (単位：百万円)	224,665	235,598	223,512	220,306	215,509	—	
利益剰余金 (又は繰越欠損金) の推移 (単位：百万円)	6,879	8,747	9,359	9,782			
発生要因	中小企業金融円滑化法や畜産関係対策の実施により、保険事故の発生が後倒しされていることから、保険金支払が減少						

		したことによる。					
	見直し案	—					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)		—	—	—	—		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)		7, 106	4, 407	3, 342	7, 971	(見込み) 4, 826	(見込み) —
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		<p>① 農漁業保険業務においては、引受審査の厳格化、部分保証の拡大等のモラルハザード対策の実施による保険金支払の減少が期待できること</p> <p>② 林業債務保証業務においては、保証審査の厳格化や部分保証の拡大等のモラルハザード対策の実施による代位弁済の減少が期待できることから、行政サービス実施コストは改善すると考えられる。</p>					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成23年度実績)		<p>本法人は、農林漁業者の信用力を補完し、農林漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするなどにより、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としている。本法人の業務は農・漁業信用基金協会が行う債務の保証についての保険、林業者等の融資機関からの借入れに係る債務の保証等を行うとともに、農業・漁業災害補償制度の一環として、共済団体等に対して共済金等の支払に必要な資金の貸付けを行うものである。この目的を達成するため、中期目標を設定しており、これまでのところ順調な達成状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の効率化については、全勘定を合算した事業費総額で見れば、引受審査の厳格化や部分保証の実施等による経費の削減に向けた取組が行われているものの、東日本大震災に起因する保険金支払等が影響し3.1%増加となるが、東日本大震災による影響を除けば、45.8%減少していることから、A評価。 ○ 低利預託原資貸付業務(農林漁)に係る政府出資金等については、閣議決定に基づき、23年9月までに国庫返納済み。 ○ 業務運営体制については、23年10月に農業・漁業災害補償関係部門を統合。 ○ 経費支出の抑制については、公益法人等に対する会費支出の見直し、債権回収業者の活用や自律的な経費削減の取組の推進のほか、東日本大震災に対応するための業務実施方法の見直しなど十分な取組。 ○ 人件費については、23年度のラスパイレス指数(地域別・学歴別)は96.2となり十分な取組。 ○ 内部監査については、内部監査計画の策定及びチェックリストを整備した上で内部監査を実施しており、また、内部監査実施後のフォローアップや監査能力向上のための取組。 ○ 調達方式については、閣議決定等を踏まえ策定した随意契約等見直し計画に基づき22年度末に達成。 ○ 人事評価の導入については、正式導入が24年4月となったことからC評価。 					

※ 復興関連事業は、別途、事項要求としている。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金	府省名	農林水産省・財務省
事務及び事業名	農業信用保険業務		
事務及び事業の概要	農業者の必要とする資金の円滑な融通を図るため、農業者が民間金融機関から資金を借り入れる際に、農業信用基金協会が行う債務保証についての保険及び農業信用基金協会に対する代位弁済財源の貸付け		
事務及び事業に係る 25 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 24 年度当初予算増減額) 156,702,000 円 (▲ 150,654,000 円) <small>※復旧・復興対策分は別途、事項 要求</small>	支出予算額 (対 24 年度当初予算増減額) ー円 (ー円)	
事務及び事業に係る職員数 (平成24年1月1日現在)	42人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>○ 収支改善に向けた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率化 ・ 適切な保険料率・保証料、貸付金利の設定 ・ 引受審査の厳格化等 ・ モラルハザード対策 ・ 求償権の管理・回収の強化等 ・ 代位弁済率・事故率の低減 ・ 農業信用基金協会に対する貸付け(適正な貸付審査・確実な回収) ・ 「民でできることは民で」という考え方を踏まえ、引き続き検討 		
備考〔補足説明〕	<p>農林漁業融資は、自然条件に左右されやすい、担保が農地等に限定されている等の特殊性がある中、農林漁業信用基金の業務は、このような一定のリスクを負担する農林漁業融資に対し、政策的に実施している信用補完制度である。</p> <p>信用補完制度は、都道府県の農・漁業信用基金協会が行う信用保証や林業者等の資金の借入について、大数の法則に基づき全国レベルでのリスク分散を図る制度であり、財務基盤の造成に当たっては、国からの一定の出資・交付金を交付した上で民間等にも出資の協力を求めてきたところであり、国の一定の関与により、保証・保険料率を低水準とするとともに全国的な信用補完制度に基づく農林漁業融資制度全体の信用力を担保しているものである。</p> <p>農業信用保険業務については、保険収支の均衡の原則を確保しつつ、農業関係制度資金等を円滑に融通する必要があるが、一部の制度資金において収支が悪化していたことから平成 20 年度に部分保証を導入し、また、大口保証引受案件等の事前協議等を実施してきたところ、一定の収支改善が進んでいるところであり、当該取組の定着を図る必要がある。</p>		

	農業保険収支の推移					(単位：百万円)
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
保険料収入 (A)	3,623	3,633	3,711	3,757	3,660	
回収額 (利息込) (B)	2,963	3,124	3,222	3,118	3,119	
(A) + (B)	6,587	6,757	6,933	6,875	6,780	
保険金支出 (C)	8,034	7,084	6,114	5,986	5,176	
(A) + (B) - (C)	▲ 1,447	▲ 327	819	889	1,604	
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	農業信用保険業務においては、引受審査の厳格化、部分保証の拡大等のモラルハザード対策の実施による保険金支払の減少が期待できることから、行政サービス実施コストは改善すると考えられる。					

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金	府省名	農林水産省・財務省
事務及び事業名	林業信用保証業務		
事務及び事業の概要	<p>【債務保証業務】 林業者等が必要とする資金の円滑な融通を図るため、林業者等が民間金融機関から借り入れる際の債務保証</p> <p>【林業融資業務】 木材の生産及び流通の合理化の促進による木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業者の育成を図り、林業経営改善計画等の認定を受けた林業者等が必要とする低利資金（木材産業等高度化推進資金）の融通のため、貸付けを行う民間金融機関に、貸付原資の一部に充当して低利化を図るための低利原資を供給する都道府県への貸付け</p> <p>【林業寄託業務】 森林施業の規模の集約や長伐期化等を促すため、林業経営改善計画の認定を受けた林業者に対し無利子の森林整備活性化資金の貸付けを行う株式会社日本政策金融公庫等へ無利子の貸付原資の寄託</p>		
事務及び事業に係る25年度予算要求額	国からの財政支出額 (対24年度当初予算増減額) 1,041,600,000円 (▲267,146,000円) ※復旧・復興対策分は別途、事項 要求	支出予算額 (対24年度当初予算増減額) -円 (-円)	
事務及び事業に係る職員数 (平成24年1月1日現在)	29.5人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	○ 収支改善に向けた取組の実施 ・事業の効率化 ・適切な保険料率・保証料、貸付金利の設定 ・引受審査の厳格化等 ・モラルハザード対策 ・求償権の管理・回収の強化等 ・代位弁済率・事故率の低減 ・「民でできることは民で」という考え方を踏まえ、引き続き検討		
備考〔補足説明〕	農林漁業融資は、自然条件に左右されやすい、担保が農地等に限定されている等の特殊性がある中、農林漁業信用基金の業務は、このような一定のリスクを負担する農林漁業融資に対し、政策的に実施している信用補完制度である。 信用補完制度は、都道府県の農・漁業信用基金協会が行う信用保証や林業者等の資金の借入について、大数の法則に基づき全国レベルでのリスク分散を図る制度であり、財務基盤の造成に当たっては、国からの一定の出資・交付金の交付をした上で民間等にも出資の協力を求めてきたところであり、国の一定の関与により、保証・保険料率を低水準とするとともに全国的な信用補完制度に基づく農林漁業融資制度全体の信用力を担保しているものである。		

林業信用保証業務については、保証収支の均衡の原則を確保しつつ、林業関係制度資金の円滑な融通を図る必要があるが、近年の林業・木材産業をめぐる厳しい経営環境を反映して、代位弁済額の増加から収支が悪化していた。このため、事故率を踏まえた保証料率の見直し、保証審査の厳格化、100%保証の対象を政策的の高いものに限定する等の取組を実施してきたところ、一定の収支改善が進みつつあり、当該取組の定着を図る必要がある。

林業保証収支の推移 (単位：百万円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
保証料収入 (A)	357	397	864	602	485
回収額(利息込)(B)	493	360	271	560	415
(A) + (B)	850	757	1,135	1,162	901
代位弁済支出 (C)	1,864	2,652	1,681	1,362	1,822
(A) + (B) - (C)	▲ 1,014	▲ 1,895	▲ 546	▲ 200	▲ 921

行政サービス実施コストに与える影響
(改善に資する事項)

林業債務保証業務においては、保証審査の厳格化や部分保証の拡大等のモラルハザード対策の実施による代位弁済の減少が期待できることから、行政サービス実施コストは改善すると考えられる。

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金	府省名	農林水産省・財務省
事務及び事業名	漁業信用保険業務		
事務及び事業の概要	中小漁業者の必要とする資金の円滑な融通を図るため、中小漁業者が民間金融機関から借り入れる際に、漁業信用基金協会が行う債務保証についての保険及び漁業信用基金協会に対する代位弁済財源の貸付け		
事務及び事業に係る 25 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 24 年度当初予算増減額)	682,196,000 円 (▲ 159,404,000 円) ※復旧・復興対策分は別途、事項 要求	支出予算額 (対 24 年度当初予算増減額)
			—円 (—円)
事務及び事業に係る職員数 (平成24年1月1日現在)	24.5人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	○ 収支改善に向けた取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率化 ・適切な保険料率・保証料、貸付金利の設定 ・引受審査の厳格化等 ・モラルハザード対策 ・求償権の管理・回収の強化等 ・代位弁済率・事故率の低減 ・漁業信用基金協会に対する貸付け(適正な貸付審査・確実な回収) ・「民でできることは民で」という考え方を踏まえ、引き続き検討 		
備考〔補足説明〕	農林漁業融資は、自然条件に左右されやすい、担保が農地等に限定されている等の特殊性がある中、農林漁業信用基金の業務は、このような一定のリスクを負担する農林漁業融資に対し、政策的に実施している信用補完制度である。 <p>信用補完制度は、都道府県の農・漁業信用基金協会が行う信用保証や林業者等の資金の借入について、大数の法則に基づき全国レベルでのリスク分散を図る制度であり、財務基盤の造成に当たっては、国からの一定の出資交付金の交付をした上で民間等にも出資の協力を求めてきたところであり、国の一定の関与により、保証・保険料率を低水準とするとともに全国的な信用補完制度に基づく農林漁業融資制度全体の信用力を担保しているものである。</p> <p>漁業信用保険業務については、保険収支の均衡の原則を確保しつつ、漁業関係制度資金等の円滑な融通を図る必要があるが、長期にわたる魚価安や昨今の燃油高騰の影響等漁業を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、平成 20 年度にリスクの高い資金へ部分保証を導入し、また、大口保証引受案件等の事前協議等を実施してきたところ、一定の収支改善が進みつつあり、当該取組の定着を図る必要がある。</p>		

	漁業信用保険収支の推移 (単位：百万円)				
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
保証料収入 (A)	558	530	660	916	978
回収額 (利息込) (B)	1,589	1,246	1,173	877	1,084
(A) + (B)	2,147	1,776	1,833	1,793	2,062
代位弁済支出 (C)	2,472	7,064	2,568	2,392	7,100
(A) + (B) - (C)	▲ 325	▲ 5,288	▲ 735	▲ 599	▲ 5,038

<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>漁業信用保険業務においては、引受審査の厳格化、部分保証の拡大等のモラルハザード対策の実施による保険金支払の減少が期待できることから、行政サービス実施コストは改善すると考えられる。</p>
---	--

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金	府省名	農林水産省																								
事務及び事業名	農業災害補償関係業務																										
事務及び事業の概要	信用基金は、被災農業者への共済金の早期かつ円滑な供給を目的とした、農業共済団体等に対する共済金及び保険金支払財源の貸付け																										
事務及び事業に係る 25 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 24 年度当初予算増減額)	0 円 (0 円)	支出予算額 (対 24 年度当初予算増減額)																								
事務及び事業に係る職員数 (平成24年1月1日現在)	6 人																										
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	民間金融機関による融資を促すために、セーフティネットとしての法人の役割について周知を行うとともに、共済団体等に対する適正・確実な貸付け(貸付審査・回収)を行う。																										
備考〔補足説明〕	<p>農漁業災害補償関係業務は、国の基幹的な災害対策である農漁業災害補償制度と一体不可分であり、農林中央金庫等民間金融機関では、共済団体等が必要とする資金の全額を迅速に供給することは困難であり、被災農漁業者への迅速な共済金の支払等のセーフティネットを後退させず社会不安を惹起させないため、信用基金に共済金等支払財源の貸付けを措置しているところである。</p> <p style="text-align: center;">貸付金（農業災害補償関係）の推移 （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期中貸付額</td> <td style="text-align: center;">2,043</td> <td style="text-align: center;">1,773</td> <td style="text-align: center;">2,417</td> <td style="text-align: center;">9,214</td> <td style="text-align: center;">5,288</td> </tr> <tr> <td>期中回収額</td> <td style="text-align: center;">2,029</td> <td style="text-align: center;">1,599</td> <td style="text-align: center;">1,773</td> <td style="text-align: center;">10,353</td> <td style="text-align: center;">5,596</td> </tr> <tr> <td>期末貸付金残高</td> <td style="text-align: center;">1,599</td> <td style="text-align: center;">1,773</td> <td style="text-align: center;">2,417</td> <td style="text-align: center;">1,279</td> <td style="text-align: center;">971</td> </tr> </tbody> </table>				平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	期中貸付額	2,043	1,773	2,417	9,214	5,288	期中回収額	2,029	1,599	1,773	10,353	5,596	期末貸付金残高	1,599	1,773	2,417	1,279	971
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度																						
期中貸付額	2,043	1,773	2,417	9,214	5,288																						
期中回収額	2,029	1,599	1,773	10,353	5,596																						
期末貸付金残高	1,599	1,773	2,417	1,279	971																						
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	共済団体等に対する適正・確実な貸付を確保することにより、行政サービス実施コストは改善すると考えられる。																										

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金	府省名	農林水産省			
事務及び事業名	漁業災害補償関係業務					
事務及び事業の概要	被災漁業者への共済金の早期かつ円滑な供給を目的とした、漁業共済団体に対する共済金及び再共済金支払財源の貸付け					
事務及び事業に係る 25 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 24 年度当初予算増減額)	0 円 (0 円)	支出予算額 (対 24 年度当初予算増減額)			
			－円 (－円)			
事務及び事業に係る職員数 (平成24年1月1日現在)	3 人					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	民間金融機関による融資を促すために、セーフティネットとしての法人の役割について周知を行うとともに、共済団体に対する適正・確実な貸付け(貸付審査・回収)を行う。					
備考〔補足説明〕	農漁業災害補償関係業務は、国の基幹的な災害対策である農漁業災害補償制度と一体不可分であり、農林中央金庫等民間金融機関では、共済団体等が必要とする資金の全額を迅速に供給することは困難であり、被災農漁業者への迅速な共済金の支払等のセーフティネットを後退させず社会不安を惹起させないため、信用基金に共済金等支払財源の貸付けを措置しているところである。					
	貸付金（漁業災害補償関係）の推移 (単位：百万円)					
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	期中貸付額	7,396	5,785	4,868	5,087	17,194
	期中回収額	9,012	6,901	5,929	4,540	15,815
期末貸付金残高	5,935	4,819	3,758	4,306	5,685	
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	共済団体に対する適正・確実な貸付を確保することにより、行政サービス実施コストは改善すると考えられる。					

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金	府省名	農林水産省・財務省
見直し項目	特殊会社化の検討		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	平成 24 年 1 月 20 日の閣議決定を踏まえ、現在、特殊会社化について検討を進めているところ。		
備考〔補足説明〕	独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）抄 農林水産省 【農林漁業信用基金】 ○ 民間等からの出資の整理等を含め関係者と協議の上、特殊会社化について検討する。また、金融庁検査を導入する。		

Ⅳ. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金	府省名	農林水産省・財務省																														
見直し項目	資産の有効活用	経費支出の抑制																															
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)	信用基金の保有する職員用宿舎については、廃止計画(年内に策定予定)に基づき確実に廃止。	人件費については、ラスパイレス指数が、中期目標期間中は引き続き 100 を下回るよう措置。																															
備考〔補足説明〕	職員宿舎の活用状況（単位：戸数、%） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総戸数</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>入居戸数</td> <td>19</td> <td>21</td> <td>23</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>入居率</td> <td>63.3</td> <td>70.0</td> <td>76.7</td> <td>70.0</td> </tr> </tbody> </table> 独立行政法人の職員宿舎の見直し計画（平成 24 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定）抄 5. 今後の進め方 ○ 本計画に沿って見直しを進め、年内を目処に具体的な実行計画を取りまとめて公表し、着実に実施する。 ○ 実施計画に基づく措置は、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ、今後 5 年以内を目処に講じる。		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	総戸数	30	30	30	30	入居戸数	19	21	23	21	入居率	63.3	70.0	76.7	70.0	ラスパイレス指数の推移 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域・学歴 歴勘案</td> <td>100.5</td> <td>97.3</td> <td>98.7</td> <td>96.2</td> </tr> </tbody> </table>			20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	地域・学歴 歴勘案	100.5	97.3	98.7	96.2
	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度																													
総戸数	30	30	30	30																													
入居戸数	19	21	23	21																													
入居率	63.3	70.0	76.7	70.0																													
	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度																													
地域・学歴 歴勘案	100.5	97.3	98.7	96.2																													

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の対応状況(平成 24 年 9 月末現在)

独立行政法人農林漁業信用基金

「勧告の方向性」における 主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)	
1. 業務運営の効率化	① ① ① ①	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業の効率化 23 年度決算の事業費については、19 年度予算対比で 3.1%の増加。ただし、東日本大震災に起因する保険金及び代位弁済費を除けば 45.8%の削減。低利預託原資貸付業務に係る政府出資等については、23 年 7 月及び 9 月に全額国庫納付 (297 億円)。 ➤ 業務運営体制の効率化 農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を 23 年 10 月に統合。 ➤ 経費支出の抑制 23 年度決算の一般管理費については、19 年度予算対比で 25.8%の削減。 ➤ 人件費の抑制 特別都市手当の抑制 (国の地域手当 18%に対し、8%) 等により、23 年度決算の人件費については、17 年度決算対比で 18.1%の削減。ラスパイレス指数 (23 年度：地域別・学歴別) は、96.2%。
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	②	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報の提供・開示等 財務内容等の一層の透明性の確保のためセグメント情報の充実を図った。
3. 財務内容の改善に関する事項	① ① ①	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 適切な保険料・保証料・貸付金利の設定 農業、漁業については 20 年、林業については 19 年に保険料率・保証料率を改訂。引続き検証中。 ➤ 引受審査の厳格化 大口保険引受案件はすべて事前協議を実施。大口保険金請求案件の事前協議を実施。 ➤ モラルハザード対策 19 年度以降、農業資金及び漁業資金において、部分保証を導入。林業において 100%保証の対象

	①	<p>資金を整理。引続き検証中。</p> <p>➤ 代位弁済率・事故率の低減 東日本大震災の影響はあるものの、目標に対して順調に推移。</p>
4. 予算、収支計画及び資金計画	②	<p>➤ 経費の節減に係る取組 法人全体では、23年度決算の事業費は141億55百万円となり、19年度予算対比で3.1%の増加。ただし、東日本大震災に起因する保険金及び代位弁済費を除けば45.8%の削減。当期総利益は23億99百万円を計上し、利益剰余金は24億円18百万円。</p>
5. 長期借入金の条件	①	<p>➤ 極力有利な条件での借入れ 一般競争入札を実施し、より低利での借入れを実施。</p>

独立行政 人 林 業 用基金 法人の概要

平成24年10月1日

農林水産省

【法人の概要】

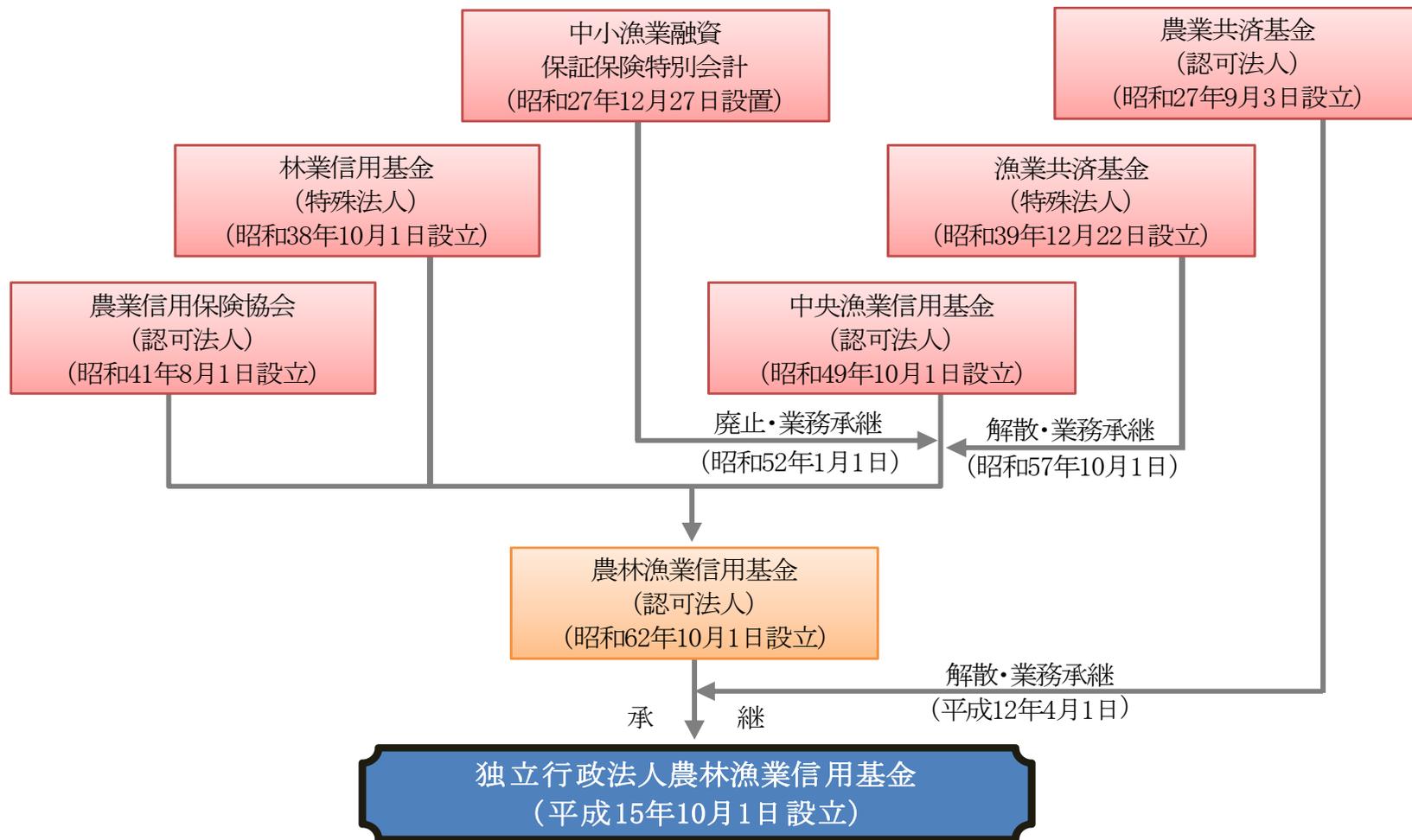
- 独立行政法人農林漁業信用基金は、農林水産業が自然条件に左右されやすいといった特性を踏まえ、農業の中心となる経営体の育成・確保、多面的機能を持続的に発揮させるための林業・木材産業の再生、国際競争力のある漁業経営体の育成・確保など農林漁業政策の実現のために、農林漁業者等に必要な資金が円滑に供給されるよう、
- ① 農林漁業者等の信用力を補完する保証・保険業務、
 - ② 農漁業者が被災した際の共済金等の支払いが円滑に行われる融資業務、
- 等を行うことにより、農林漁業の生産性の向上を図り、農林漁業の経営の改善に資することにより、食料自給率の向上、農山漁村の6次産業化の促進などを目的とする独立行政法人。

【必要性】

農林漁業融資は、自然条件に左右されやすい、担保が農地等に限定されている等の特殊性が強いが、農林漁業信用基金の業務は、このような一定のリスクを負担しなければならないような農林漁業融資に対し、政策的に実施している信用補完制度（農業信用保証保険法等に業務の根拠を規定）。

信用補完制度は、都道府県の農漁業信用基金協会が行う信用保証について、大数の法則に基づき全国レベルでのリスク分散を図る制度であり、国の一定の関与の下に実施する主体が必要。

■ 沿 革



【役職員数・組織・予算額】

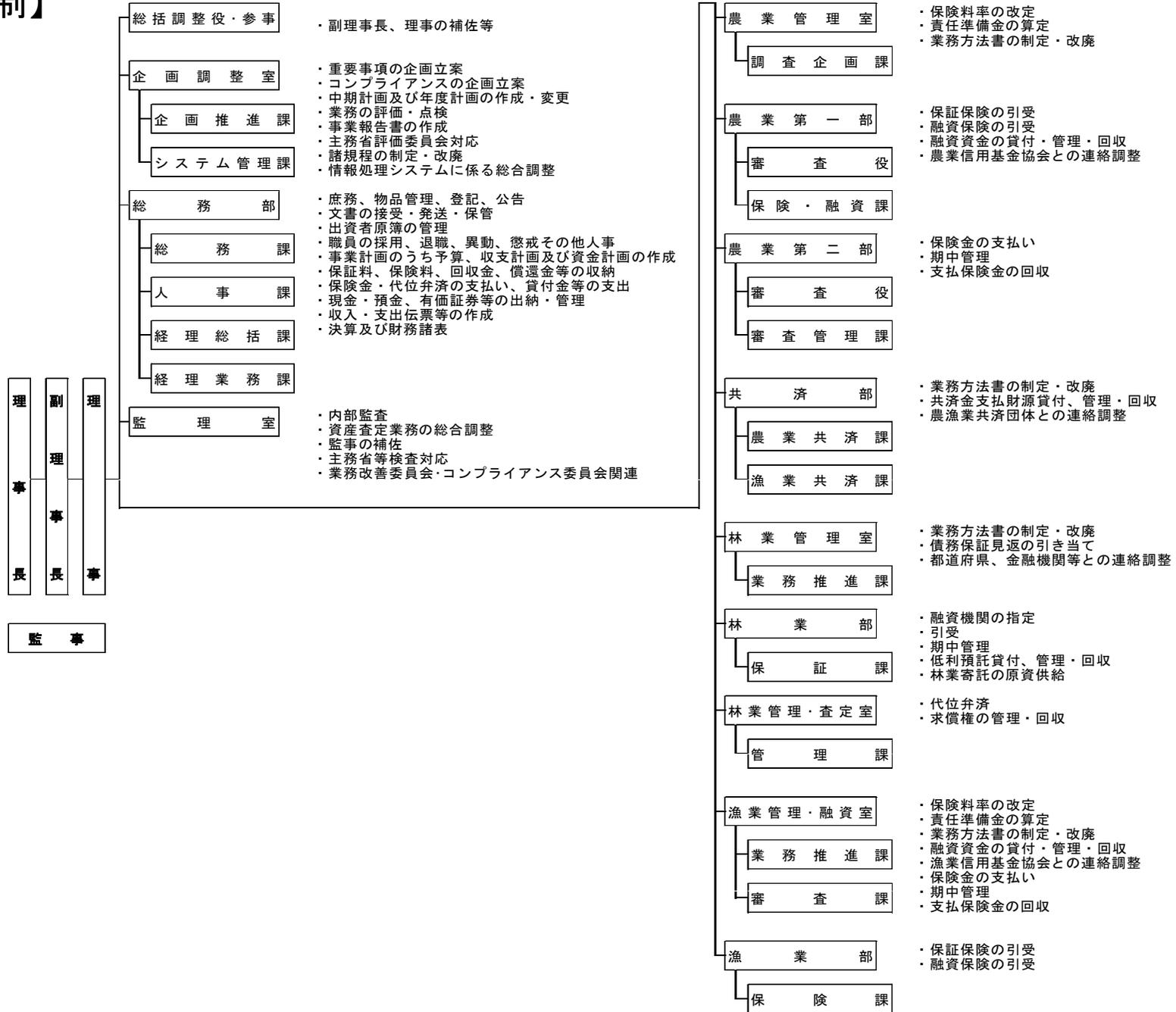
役 員	理 事 長 1 人（常勤）＜定数 1 人・任期 4 年＞ 副理事長 1 人（常勤）＜定数 1 人・任期 4 年＞ 理 事 5 人（常勤）＜定数 5 人・任期 2 年＞ 監 事 2 人（常勤）＜定数 2 人・任期 2 年＞
職員数	109 人（平成 24 年 4 月 1 日現在）
組 織	6 部、（総務部、農業第一部、農業第二部、共済部、林業部、 漁業部）、6 室（企画調整室、監理室、農業管理室、林業管理 室、林業管理・査定室、漁業管理・融資室）を置く。 事務所：東京都千代田区内神田
24 年度 運営費交付金	一 円

農林漁業信用基金の組織（平成24年8月1日現在）

【組織体制】

< 主な業務 >

< 主な業務 >



【業務の内容】

○ 農業信用保険業務

保証保険業務	<p>農業者等が融資機関から経営の改善に必要な資金を借入れる際に、農業信用基金協会が、借入債務を保証することによって農業者等の信用力を補完し、借入れを容易に。</p> <p>独立行政法人農林漁業信用基金は、この<u>農業信用基金協会が行う債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを引き受け、農業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図ることにより、農業者等の資金調達を円滑に実施。</u></p> <p>債務保証を受けている農業者等が借入金を返済できなくなった場合は、農業信用基金協会が代わって融資機関に弁済（代位弁済）し、独立行政法人農林漁業信用基金は、<u>その農業信用基金協会に対して、代位弁済額の7割を保険金として支払う業務を実施。</u></p>
融資保険業務	<p>独立行政法人農林漁業信用基金は、<u>農林中央金庫等が行う融資について直接保険引受する融資保険業務を実施。</u></p>
代位弁済財源等貸付業務	<p>独立行政法人農林漁業信用基金は、<u>農業信用基金協会の代位弁済の円滑な履行等に必要な資金の貸付業務を実施。</u></p>

○ 林業信用保証業務

林業債務保証業務	<p>独立行政法人農林漁業信用基金は、<u>林業者・木材産業者等が融資機関から経営の改善に必要な資金を借入れる際に、その借入債務を保証することによって林業者・木材産業者等の信用力を補完し、資金調達を円滑に実施。</u></p> <p>債務保証を受けている<u>林業者・木材産業者等がその借入金を返済できなくなった場合は、独立行政法人農林漁業信用基金が代わって融資機関に対し弁済（代位弁済）する業務を実施。</u></p>
低利預託原資貸付業務	<p>独立行政法人農林漁業信用基金は、<u>都道府県と協調し、木材産業等高度化推進資金の低利な貸付けに必要な貸付原資を民間金融機関に供給する業務を実施。</u></p>
林業寄託業務	<p>独立行政法人農林漁業信用基金は、<u>森林整備活性化資金の貸付けに必要な原資を日本政策金融公庫等へ寄託する業務を実施。</u></p>

○ 漁業信用保険業務

保証保険業務	<p>独立行政法人農林漁業信用基金は、<u>漁業信用基金協会が行う債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを引き受け、漁業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図ることにより、中小漁業者等の資金調達を円滑に実施。</u></p> <p>債務保証を受けている中小漁業者等が借入金を返済できなくなった場合は、漁業信用基金協会が代わって融資機関に弁済（代位弁済）し、独立行政法人農林漁業信用基金は、<u>その漁業信用基金協会に対して、代位弁済額の7割又は8割を保険金として支払う業務を実施。</u></p>
融資保険業務	<p>独立行政法人農林漁業信用基金は、<u>農林中央金庫が行う融資について直接保険引受する融資保険業務を実施。</u></p>
代位弁済財源等貸付業務	<p>独立行政法人農林漁業信用基金は、<u>漁業信用基金協会の代位弁済の円滑な履行等に必要な資金の貸付業務を実施。</u></p>

○ 農業災害補償関係業務

農業災害補償関係業務

独立行政法人農林漁業信用基金は、被災した農業者に対する共済金の支払いや農業共済組合等に対する保険金の支払いに際し、財源が不足した場合に、必要な資金の貸付けを行うことによって、共済金の早期かつ円滑な支払いを実現。

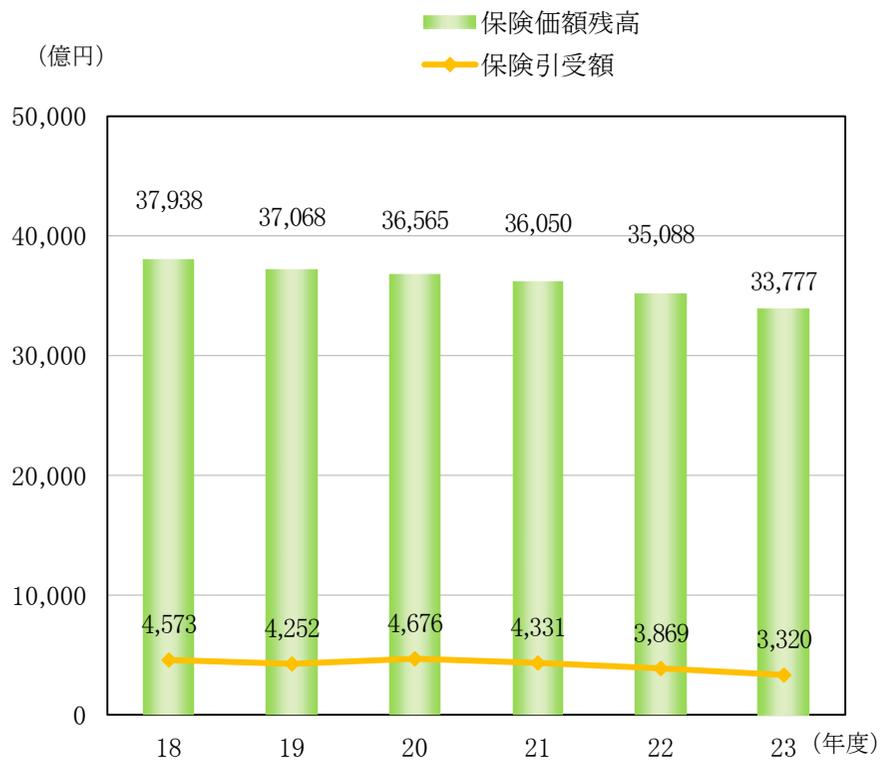
○ 漁業災害補償関係業務

漁業災害補償関係業務

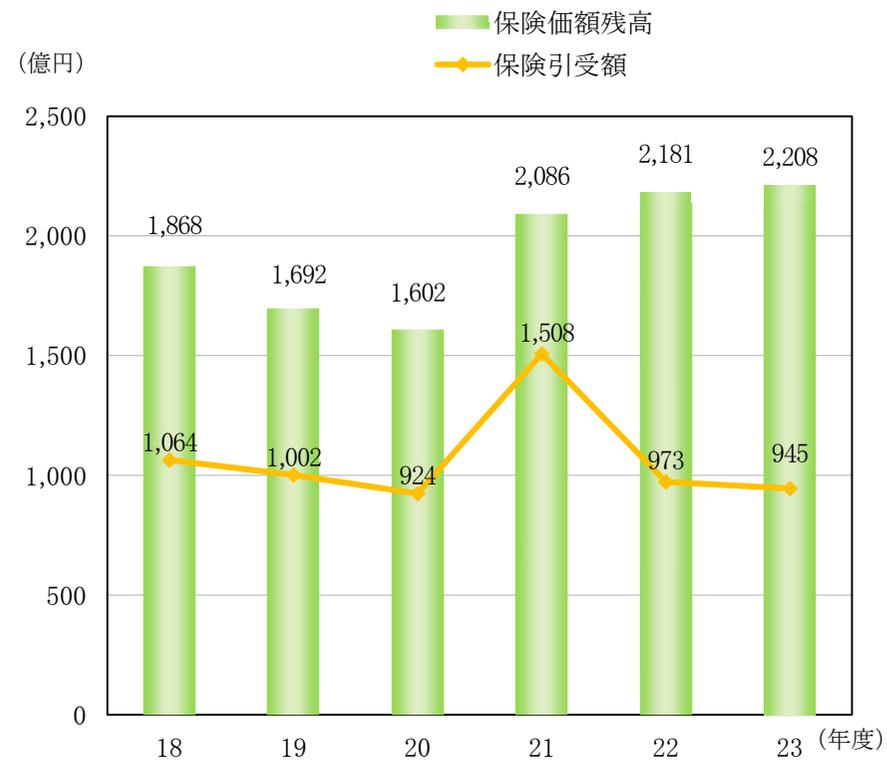
独立行政法人農林漁業信用基金は、被災した中小漁業者に対する共済金の支払いや漁業共済組合に対する再共済金の支払いに際し、財源が不足した場合に、必要な資金の貸付けを行うことによって、共済金の早期かつ円滑な支払いを実現。

○ 業務の実績

農業信用保険

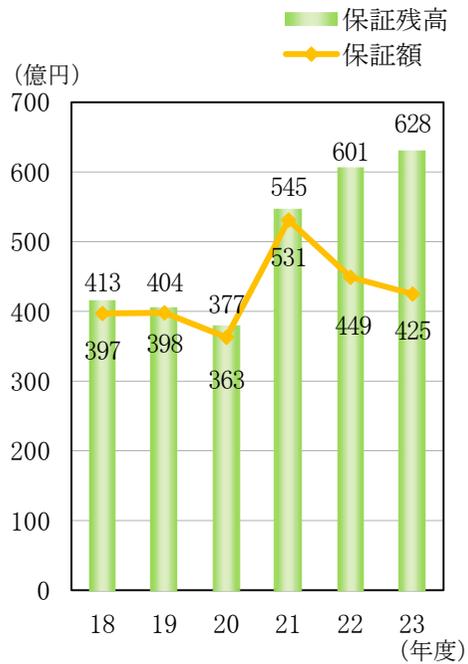


漁業信用保険

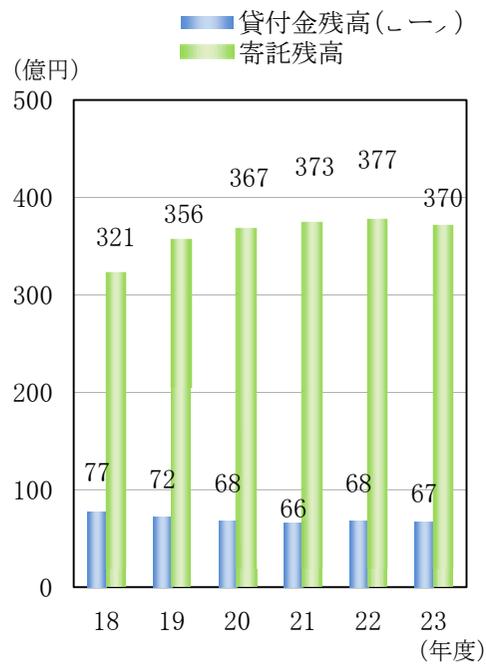


○ 業務の実績

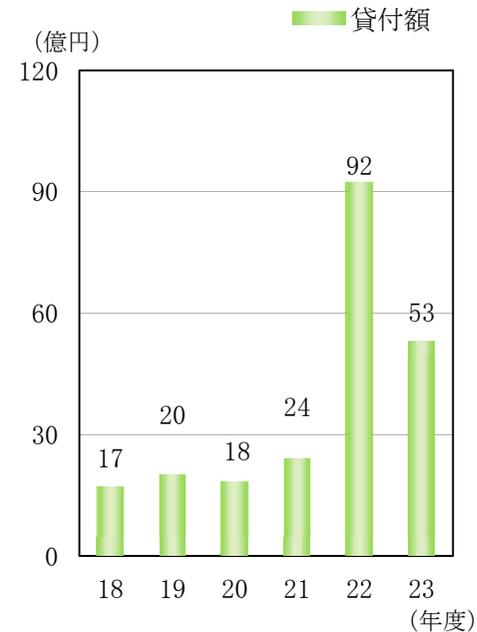
林業信用保証



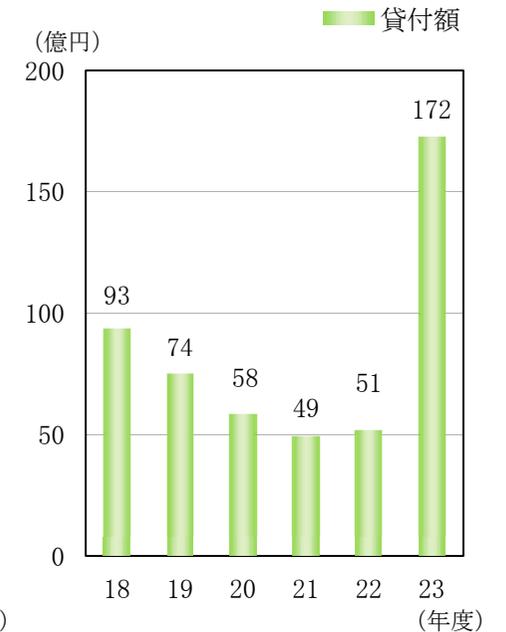
木材産業等高度化推進資金に必要な原資の供給、森林整備活性化資金に必要な資金の寄託



農業災害保証関係業務



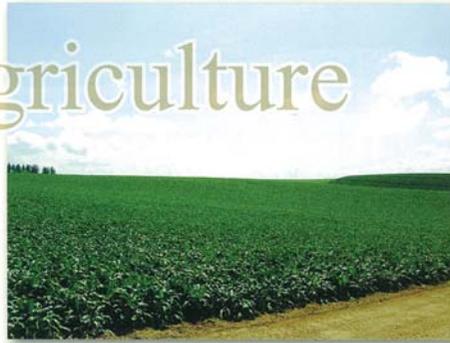
漁業災害保証関係業務



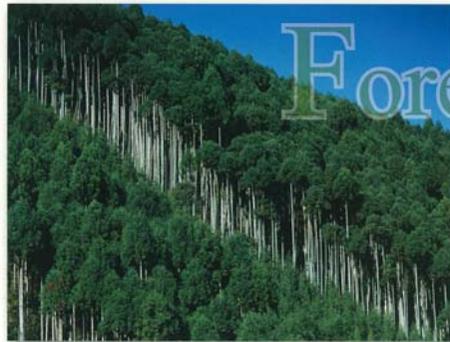
独立行政法人 農林漁業信用基金

農林漁業者の皆様のために

Agriculture



Forestry



Fisheries



目次

ごあいさつ	2
独立行政法人農林漁業信用基金の業務	3
農業信用保険業務	7
林業信用保証業務	9
漁業信用保険業務	11
農業災害補償関係業務	13
漁業災害補償関係業務	14
業務の実績	15
中期目標・中期計画の概要	17
コンプライアンス基本方針	18
組織の概要	19

ごあいさつ

独立行政法人農林漁業信用基金は、農業の担い手の育成・確保、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるための林業・木材産業の再生、国際競争力のある漁業経営体の育成・確保など農林漁業政策の一環として、農林漁業を営む者の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命とする独立行政法人です。

農林漁業信用基金は、農業・漁業信用基金協会の行う債務保証に対する保険業務を運営するとともに、林業者に対しては、直接債務保証を引き受ける業務を行っています。保証・保険業務とは別に、都道府県を通じて林業者への低利融資のための原資供給に係る業務も行っています。また、農業・漁業災害が発生した際に、共済金の支払いが円滑に行われるよう農業・漁業共済団体への貸付け等の業務を行っています。

平成18年度以降、農林漁業信用基金の業務及び組織についての見直しの検討が進められ、平成19年度に独立行政法人整理合理化計画としてとりまとめられるとともに、平成20年度から平成24年度の5年間を目標期間とする第2期中期目標、中期計画が策定されました。

事業・業務運営体制の効率化、経費支出の抑制、コンプライアンスの確保等ガバナンスの強化に引き続き取り組み、引受審査の厳格化など、より一層の業務の効率的な運営に努めるとともに、併せて、現下の厳しい経済情勢に適切に対応し、農林漁業信用基金の使命を的確に果たしてまいります。

国民の皆様の御期待に沿った質の高いサービスを提供するよう、全力で取り組んでまいります。

独立行政法人農林漁業信用基金

理事長 **堤 芳夫**



独立行政法人農林漁業信用基金の業務

農林漁業者の皆様の信用補完を行う 全国機関です

独立行政法人農林漁業信用基金は、自然条件に左右されるなどの特徴を持つ農林漁業を営む方たちに対する各種資金供給や保険金（共済金）の支払いが円滑に行われるよう、保証・保険や低利原資供給などのサポート業務を総括的に実施しています。

保証・保険業務

農林漁業者の皆様が、融資機関から経営改善に必要な資金を借り入れる際の債務保証に係る業務を行っています。

保証・保険の対象は、出資者たる農林漁業者の皆様です。

独立行政法人農林漁業信用基金の財務基盤は、国のほか全国にある農業・漁業信用基金協会、林業者等の民間による出資により成り立っています。

農業信用保険 業務

農業者等の
皆様の資金調達を
円滑にします。

林業信用保証 業務

林業者・木材産業者等の
皆様の資金調達を
円滑にします。

漁業信用保険 業務

中小漁業者等の
皆様の資金調達を
円滑にします。

融資業務

金融機関への低利・無利子原資供給

独立行政法人農林漁業信用基金は、法律に基づく経営改善計画等の認定を受けた林業者・木材産業者等の皆様が、経営改善計画等の達成に必要な資金を借り入れる際の借入利率の軽減を図るための原資供給に係る業務を行っており、当該資金の低利化をサポートしています。

共済団体への共済金支払財源貸付

農業者・中小漁業者の皆様が、不慮の災害などにより被害を受けた際に、その損失を補てんする災害補償制度に基づき、共済団体が円滑な共済金の支払いを行うための財源貸付に係る業務を行っています。

災害補償制度と一体でセーフティネットとして機能しています。

災害時において、金融機関からの借入が困難な場合に貸付を行っています。

農業災害補償 関係業務

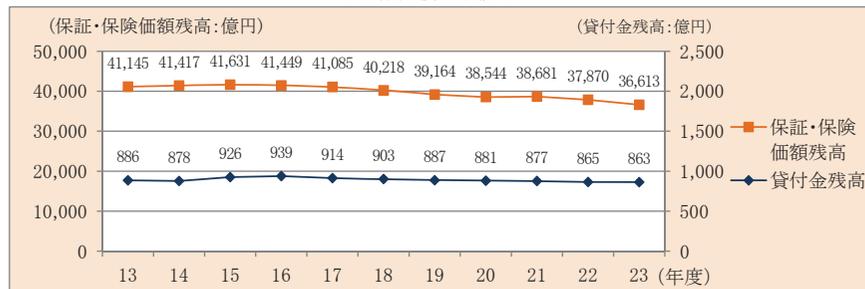
被災した農業者の
皆様に対する共済金の
早期かつ円滑な支払を
実現します。

漁業災害補償 関係業務

被災した中小漁業者の
皆様に対する共済金の
早期かつ円滑な支払を
実現します。

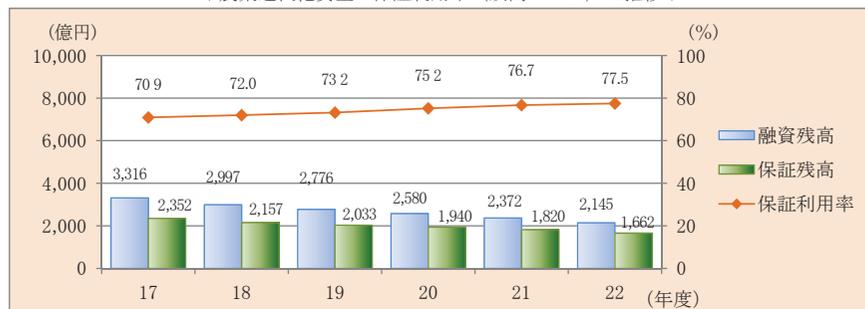
多くの農林漁業者の方々への融資を促進し、経営改善に役立っています

◆事業実績の推移◆



制度資金（農業近代化資金、木材産業等高度化推進資金及び漁業近代化資金）の約7割が保証制度を利用

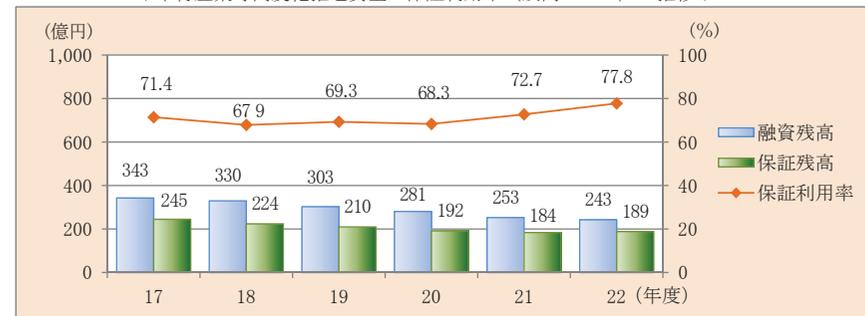
◆農業近代化資金の保証利用率（残高ベース）の推移◆



(注1) 保証利用率とは、保証残高を融資残高で除したものです。(以下同じ。)

(注2) 融資残高は、農林中金総合研究所「農林漁業金融統計」により、各年12月末現在です。

◆木材産業等高度化推進資金の保証利用率（残高ベース）の推移◆



(注) 融資残高は、林野庁調べによります。

農業信用保険業務

農業者等の皆様が融資機関から経営の改善に必要な資金を借入れる際に、農業信用基金協会（※）が、借入債務を保証することによって農業者等の信用力を補完し、借入れを容易にしています。

独立行政法人農林漁業信用基金は、この農業信用基金協会が行う債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを引き受け、農業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図ることで、農業者等の皆様の資金調達を円滑にしています。

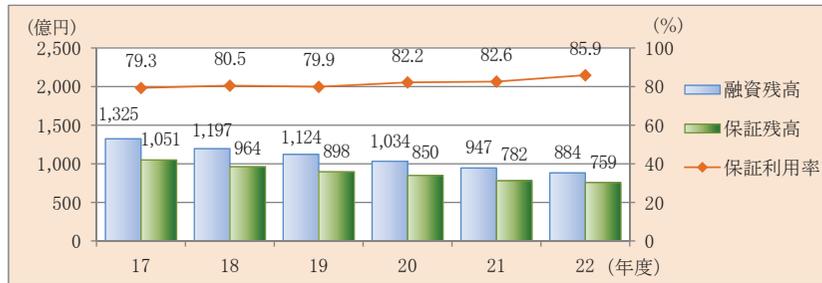
債務保証を受けている農業者等の皆様が借入金を返済できなくなった場合は、農業信用基金協会が皆様に代わって融資機関に弁済（代位弁済）し、独立行政法人農林漁業信用基金は、その農業信用基金協会に対して、代位弁済額の7割を保険金として支払います。

また、この保証保険業務とともに、農林中央金庫等が行う融資について直接保険引受する融資保険業務も行っています。これらの保険業務のほか、農業信用基金協会の代位弁済の円滑な履行等に必要な資金の貸付業務も行っています。

※農業信用基金協会とは、農業信用保証保険法に基づき、農業者等に対する債務保証を行っている法人で、各都道府県に設置されています。（47協会）



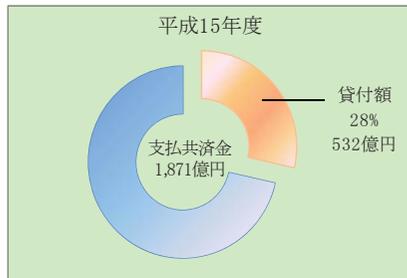
◆漁業近代化資金の保証利用率（残高ベース）の推移◆



（注）融資残高は、水産庁「水産制度金融の概要」、保証残高は、漁業信用基金中央会「保証状況等」によります。

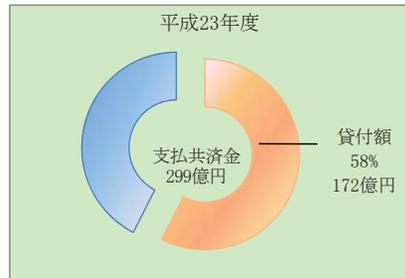
災害発生等により、緊急多額の共済金の支払が発生した時に共済団体からの借入申込に対して迅速かつ低利に貸付を実施

◆農業共済団体支払共済金と短期貸付金の状況



（注）平成15年度は、大冷害等で多額の共済金支払が発生しました。

◆漁業共済団体支払共済金と短期貸付金の状況

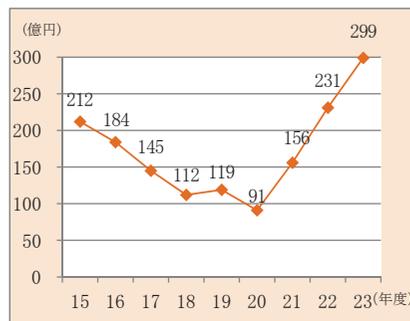


（注）平成23年度は、主として東日本大震災の被害により過去最高の共済金支払でした。

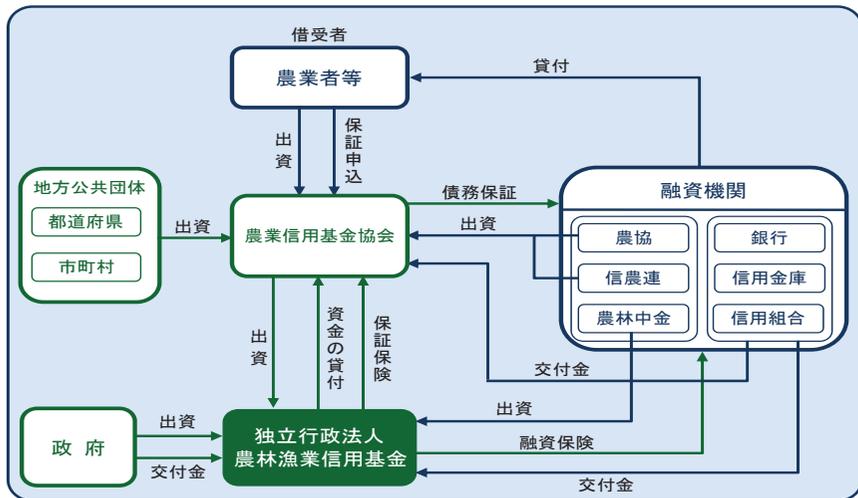
◆農業共済団体支払共済金の推移



◆漁業共済団体支払共済金の推移



◆農業信用保証保険制度のしくみ◆



林業信用保証業務

独立行政法人農林漁業信用基金は、林業者・木材業者等の皆様が融資機関から経営の改善に必要な資金を借入れる際に、その借入債務を保証することによって林業者・木材業者等の信用力を補完し、資金調達を円滑にしています。



債務保証を受けている林業者・木材業者等の皆様がその借入金を返済できなくなった場合は、独立行政法人農林漁業信用基金が皆様に代わって融資機関に対し弁済(代位弁済)します。

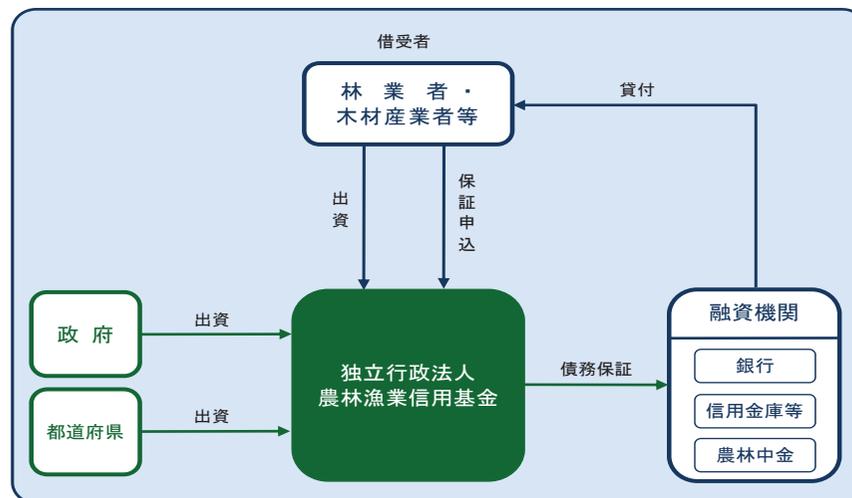
林業者・木材業者等の皆様には、代位弁済後、独立行政法人農林漁業信用基金に代位弁済額を実情に応じながらご返済していただきます。

次の事業を営むための運転資金及び設備資金が保証対象となっています。

- ①造林・育林 ②素材生産 ③木材・木製品製造 ④薪炭生産 ⑤林業種苗生産
- ⑥きのこ生産 ⑦木材卸売業

※⑦木材卸売業の場合は都道府県からの合理化計画の認定が必要です。

◆林業信用保証制度のしくみ◆

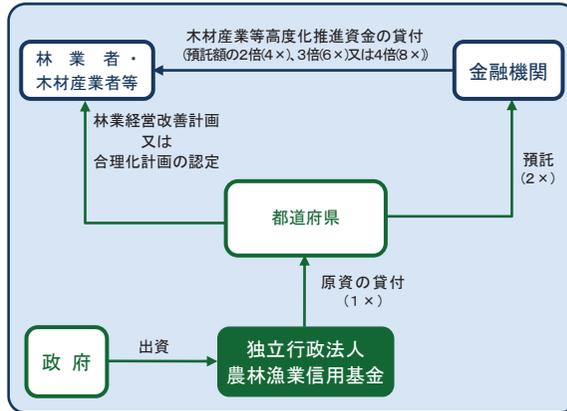


木材産業等高度化推進資金

木材産業等高度化推進資金は、都道府県知事の認定を受けた林業者・木材業者等の皆様が、効率的かつ安定的な林業・木材産業経営に向けて、経営の改善を図るために利用できる低利な資金です。この資金は、銀行・信用金庫等の民間金融機関から借入れることができます。

独立行政法人農林漁業信用基金は、都道府県と協調し、必要な貸付原資を民間金融機関に供給することにより、木材産業等高度化推進資金の低利な貸付けに貢献しています。

◆木材産業等高度化推進資金制度のしくみ◆

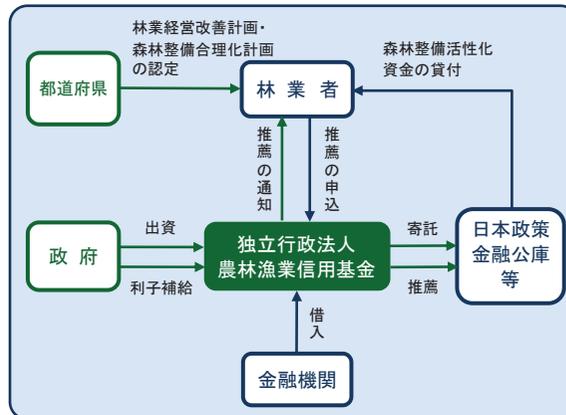


森林整備活性化資金

森林整備活性化資金は、都道府県知事の認定を受けた林業者の皆様が、森林施業規模の拡大を積極的に行うために利用できる無利子の日本政策金融公庫資金です。

独立行政法人農林漁業信用基金は、この資金の貸付に必要な原資を日本政策金融公庫等へ寄託しています。

◆森林整備活性化資金制度のしくみ◆



漁業信用保険業務

中小漁業者等の皆様が融資機関から経営の改善に必要な資金を借入れる際に、漁業信用基金協会（※）が、借入債務を保証することによって中小漁業者等の信用力を補充し、借入れを容易にしています。

独立行政法人農林漁業信用基金は、この漁業信用基金協会が行う債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを引き受け、漁業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図ることにより、中小漁業者等の皆様の資金調達を円滑にしています。

債務保証を受けている中小漁業者等の皆様が借入金を返済できなくなった場合は、漁業信用基金協会が皆様に代わって融資機関に弁済（代位弁済）し、独立行政法人農林漁業信用基金は、その漁業信用基金協会に対して、代位弁済額の7割又は8割を保険金として支払います。

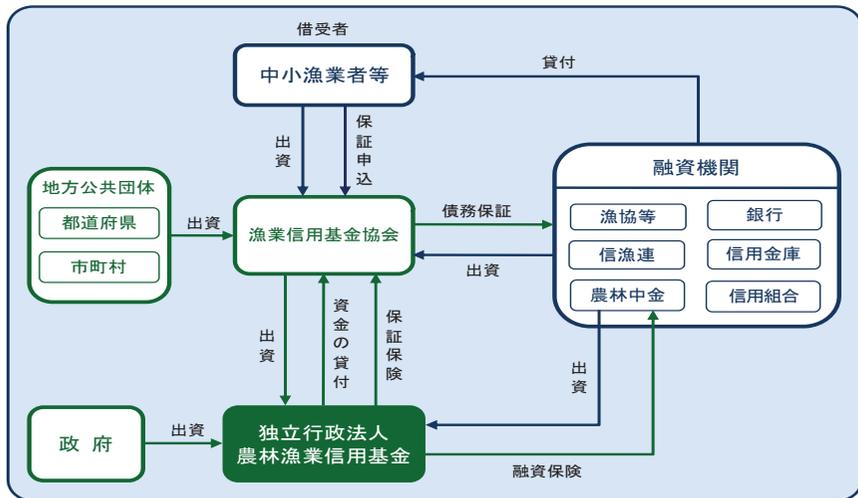
また、この保証保険業務とともに、農林中央金庫が行う融資について直接保険引受する融資保険業務も行っています。

これらの保険業務のほか、漁業信用基金協会の代位弁済の円滑な履行等に必要な資金の貸付業務も行っています。

※漁業信用基金協会とは、中小漁業融資保証法に基づき、中小漁業者等に対する債務保証を行っている法人です。全国に42協会設置されています。



◆漁業信用保証保険制度のしくみ◆

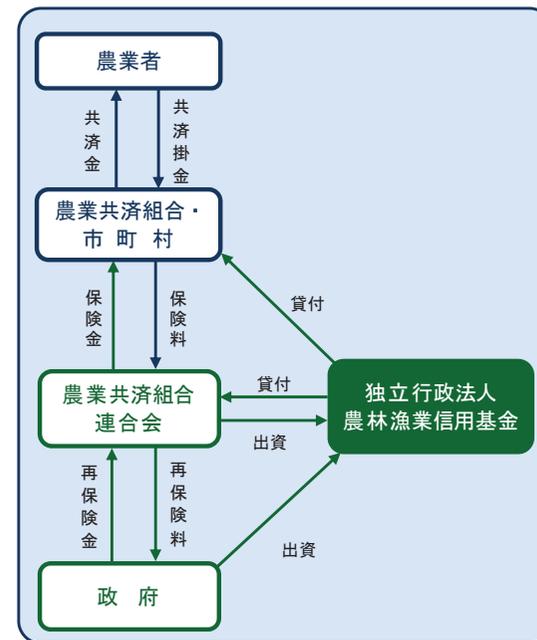


農業災害補償関係業務

◆農業災害補償制度のしくみ◆

農業災害補償制度は、農業者の皆様が、台風や冷害などの災害による農作物等への損害や、疫病や事故による家畜の死亡などによって損失を被った場合に、被災した農業者に対し、共済金を支払うことにより、その損失を補って農業者の安定に貢献しています。

独立行政法人農林漁業信用基金は、被災した農業者に対する共済金の支払いや農業共済組合等に対する保険金の支払いに際し、財源が不足した場合に、必要な資金の貸付けを行うことによって、共済金の早期かつ円滑な支払いを実現しています。



(注) 一部の都県については、共済組合等と共済組合連合会の合併により2段階で運営されています。



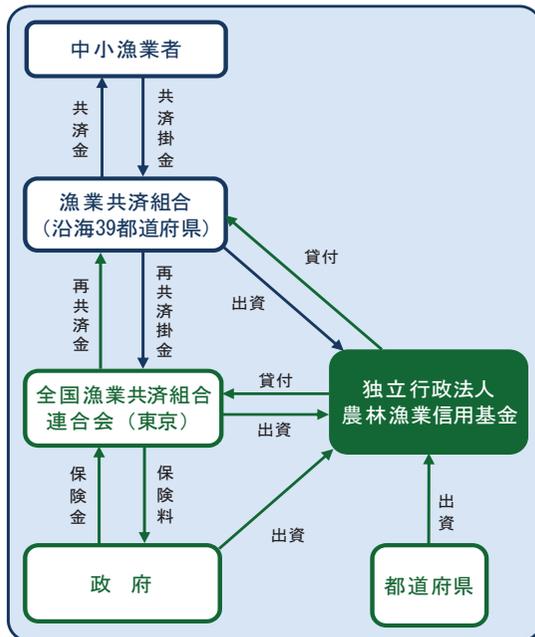
※台風によるハウスの倒壊

漁業災害補償関係業務

漁業災害補償制度は、中小漁業者の皆様が、台風や赤潮など不慮の災害によって漁獲金額・生産金額の減少及び養殖生物、漁業施設の損失を被った場合に、共済金を支払うことによって、その損失を補てんし、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止と漁業経営の安定に貢献しています。

独立行政法人農林漁業信用基金は、被災した中小漁業者に対する共済金の支払いや漁業共済組合に対する再共済金の支払いに際し、財源が不足した場合に、必要な資金の貸付けを行うことによって、共済金の早期かつ円滑な支払いを実現しています。

◆漁業災害補償制度のしくみ◆



※台風によるカキ養殖筏の被害

業務の実績

1 農業信用保険業務

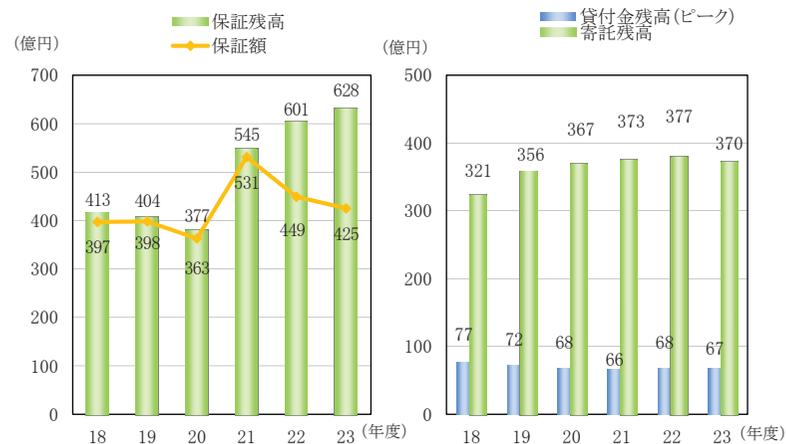
農業信用保険



2 林業信用保証業務

林業信用保証

木材産業等高度化推進資金に必要な原資の供給、森林整備活性化資金に必要な資金の寄託



中期目標・中期計画の概要

独立行政法人農林漁業信用基金は、主務大臣から示された中期目標及び自ら作成した中期計画に基づき、業務運営の効率化、業務の質の向上、財務内容の改善などに取り組んでいます

中期目標・中期計画の期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間

業務運営の効率化

事務の効率化

事務の効率化等により、事業費について5%以上削減します。

経費の抑制

業務実施方法の見直し等により、一般管理費について15%以上節減します。

なお、人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降5年間において、5%以上を削減します。

内部統制機能の強化

業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス(法令等遵守)への取組を充実・強化します。

業務の質の向上

事務処理の迅速化

標準処理期間を設ける等、迅速な事務処理を実現します。

利用者の意見の反映

利用者の意見を聴取し、業務運営に反映させます。

財務内容の改善

適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

農林漁業の特性を踏まえつつリスクを勘案する等により、適切な保険料率・保証料率・貸付金利を設定します。

引受審査の厳格化等

農業及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図ります。
林業信用保証業務においては、審査の厳格化等による優良保証の確保を講じます。

代位弁済率・事故率の低減

引受審査の厳格化等及びモラルハザード対策の取組により、代位弁済率・事故率を目標値(農業信用保険業務0.12%、林業信用保証業務2.94%、漁業信用保険業務1.15%)以下とします。

その他の重要事項

人事に関する計画

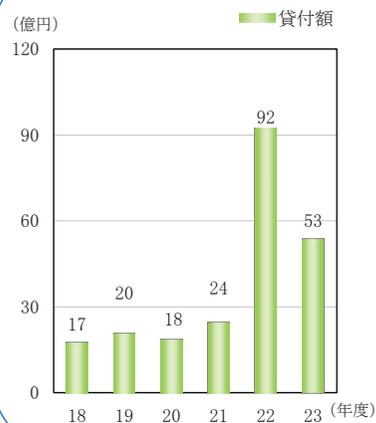
人材の確保・育成とともに、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現します。

3 漁業信用保険業務

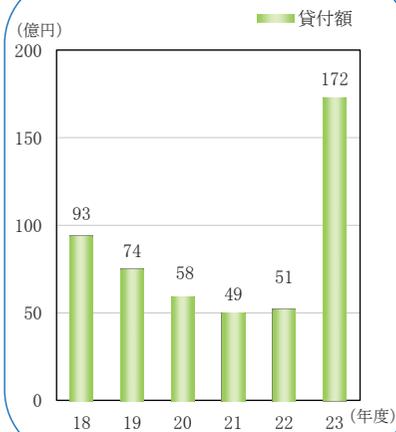
漁業信用保険



4 農業災害補償関係業務



5 漁業災害補償関係業務



- 設 立 平成 15 年 10 月 1 日
- 根拠法 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号）
独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）
- 資本金 1,946 億円（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- 役職員 役員 9 名、職員 109 名（平成 24 年 4 月 1 日現在）
- 各業務とお問い合わせ先

農業信用保険業務	農業管理室	電話：03-3294-4483
林業信用保証業務	林業管理室	電話：03-3294-5581
漁業信用保険業務	漁業管理・融資室	電話：03-3294-5471
農業災害補償関係業務	農業共済課	電話：03-3294-5665
漁業災害補償関係業務	漁業共済課	電話：03-3294-5474
その他ご意見等	総務部総務課	電話：03-3294-4481



〒101-8506
 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル
 5F(総務、農業)
 11F(林業、漁業、農業・漁業災害補償)

電 話：03-3294-4481(代表)
 F A X：03-3294-3140
 U R L：http://www.affcf.com

独立行政法人 農林漁業信用基金